

京都市大学のまち交流センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

### 京都市規則第83号

京都市大学のまち交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市大学のまち交流センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

(平成31年度における年間使用料の還付金額)

- 平成31年度における第5条の規定により還付する使用料の金額については、別表第2講習室(条例第8条第3項に規定する年間使用料を納入したものに限る。)の項中「条例別表に掲げる額を12で除して得た額に、使用しなかった月の数を乗じて得た額」とあるのは、「平成31年4月から同年9月までの間(以下「前期」という。)に使用しなかった月がある場合にあっては京都市大学のまち交流センター条例の一部を改正する条例(平成31年3月28日京都市条例第64号。以下「改正条例」という。)の規定による改正前の条例別表に掲げる額を12で除して得た額に、前期において使用しなかった月の数を乗じて得た額、同年10月から平成32年3月までの間(以下「後期」という。)に使用しなかった月がある場合にあっては改正条例の規定による改正後の条例別表に掲げる額を12で除して得た額に、後期において使用しなかった月の数を乗じて得た額(使用しなかった月が前期及び後期のいずれにもある場合にあっては、これらの額を合計した額)」と読み替えて、別表第2の規定を適用する。

別表第1音響設備の項中「1,540」を「1,570」に、「3,080」を「3,140」に改め、同表映写設備の項中「1,540」を「1,570」に、「3,080」を「3,140」に、「3,600」を「3,660」に改め、同表遠隔講義システムの項中「6,170」を「6,280」に改め、同表茶道具の項中「2,570」を「2,610」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の京都市大学のまち交流センター条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による付属設備の使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(総合企画局総合政策室)